

## 森林と地域

岡田久仁子（一般財団法人東北開発研究所）

### 1. 本稿の狙い

森林について何らかのことを語ろうとすると、私たちは、意識の根底に、毎年度の森林・林業白書が掲げる森林の多面的機能を前提にすることが多い。すなわち、「生物多様性保全」「地球環境保全」「土砂災害防止機能／土壤保全機能」「水源涵養機能」「快適環境形成機能」「保健・レクリエーション機能」「文化機能」「物質生産機能」の8つの機能である。しかし機能ごとに論じても、全体機能・全体価値を明確に意識して論ずることはあまりしないし、ないと言ってもいい。この事実が森林・林業問題を全体として整合ある形で整理する上での根源的難問なのではなかろうか。人間の側の認識の限界・今日的社会科学の狭隘性と森林の大きさ・深淵さの差である。人間は部分を切り取る事しかできないのかもしれない。しかしそのことを意識し、時代潮流と人々の要請をしっかりと受け止め、賢く対処することは出来よう。そこへのいわば階梯上昇が、今私たちには必要なのではないだろうか。

そのようなことに関連する研究を通して、問題提起の一つにでもなれば幸いである。

### 2. 生産森林組合の分析を通して感じたこと

筆者は2014年度の「東日本入会・山村研究会」の研究大会において、岩手県奥州市の「生母生産森林組合」の経営展開と今後の可能性について報告した。赤字を累積していた「生森」に、できたばかりの森林経営計画制度を理解してもらい、経営計画の作成を勧め、補助金を得て間伐を実行し、経営全体を展望あるものに大きく転換させることが出来た、その体験的事例報告である。

「生森」の前身は入会林野であり入会集団すなわち自然村的集落結合である。我が国の近代化政策は明治以降一貫して入会の解体による商品生産化を進め、農林業生産力の増大と近代的生産関係の構築を課題とした。その戦後展開は、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」によって行われた。政策意図とその時代認識には整合するものがあったと言えよう。その政策評価はいろいろあり得ようが、現状を見る限り所期の目的を達したとはいえないであろう。しかし、人工造林化と個別私権化は一定程度進み、その限りでは成果がある。ところが現状は、その一定程度の成果が、時代環境と森林・林業を巡る生産関係の変化の中で、木材商品生産の遂行を困難化させており、経営体も生産対象もその基盤も瓦解しそうな状況となっている。これがこの政策に対する一般的理解である。

「生母生森」についてもこうした展開侧面を見ることは容易である。そして、林野行政や森林・林業分野が主要に取り上げる視点には、このような理解が、あたかもかつての入会林野、今日の「生森」の全てを覆うかのごとき認識になっている。

ところが「生母生森」には、経営計画づくりに協力する前から筆者の関心を引くものがあった。停滞的山間地にあって、マスコミが取り上げる程の話題性ある活動が見られたのである。それは、政策が必ずしも意図していたものではない活動であり、また経営体にはそれを主導するリーダーがいた。そのリーダーは、森林・林業の発展は集落維持・集落持続の事実のいわば部分集合でなければならないと言い、それは地域において時代を超え受け継がれてきたものであるという。今は特にこの論理・考えを踏まえ、「生森」経営を行わなければならないという。この論理の限りで農林業生産の生産力拡大方策も意味を持つとの考え方である。筆者は地域の人々の話をできるだけ多く聞き、その論理の受容度、浸透度などを当該地域の森林経営計画づくりの基礎過程として重視した。

その結果は次のようなものであった。個別農林家の多くを占めたのは、本音として、仕事や所得構成が以前とはまるで違うので、集落論理は崩れつつあり、かつての様な集落維持の考え方で「生森」を維持し、地域を持続的にしていくのは難しいのではないか、というものである。しかし、「生森」事業の協働活動に出席するまでの消極性も、現場での活動が始まるとやはりいいものだと感じ、故郷や地域の大変なことはよく理解できている。従って、いろいろに分断的になっている集落内組織のその時その時の役員組織が如何に各戸に集落維持の大変さを働きかけるか、それ次第では、今や家庭内でも個々人の考え方と行動が家族の解体状況をもたらし不安定になっているだけに、新しい感覚で集落持続の必要性・重要性の理解は得られると思う、というものであった。集落がその形成統一に向けて新たな転換点に立っているのである。

### 3. 「生母生産森林組合」の活動

「生母生森」もその他の域内共有林組合も、勿論個人有林も、燃料革命に洗われ、人工林生産の場と化したことは言うまでもないが、「生母生森」の特徴はこの点と共に次の点にある。それは、地域内の複数の小学校の施設整備を行い、図書を購入し、地域内に有線放送を施設し、簡易水道を設置、消防自動車の購入補助、幼稚園への度々の補助、各地区会館建設費補助等地域の発展に最大限の貢献をしていることである。集落有林、むら有林当時からのいわば書かれざる法としての収益の使い道を守ってのことである。その額は、「生母生森」になってから今日までに、貨幣価値デフレートせずそのままの合計金額で5千万円に上っている。この公益実現にのみ資する取り決めは、迂回的に組合員全体に多くの受益をもたらしてきた。

上に触れたリーダーの下で、地域貢献活動にはもう一段のギヤが入る。地域に複数ある小学校の卒業記念に、地域の象徴として守られてきたイロハモミジを「生森」管理の山に植林する事業を始めたのである。子供たちに地域をしっかりとインプットしてもらい、住民や近隣の人々からも新たに林野への関心を持ってもらう意図からである。小学校廃校の後は「生協」と「企業の森」協定を結び継続されている。

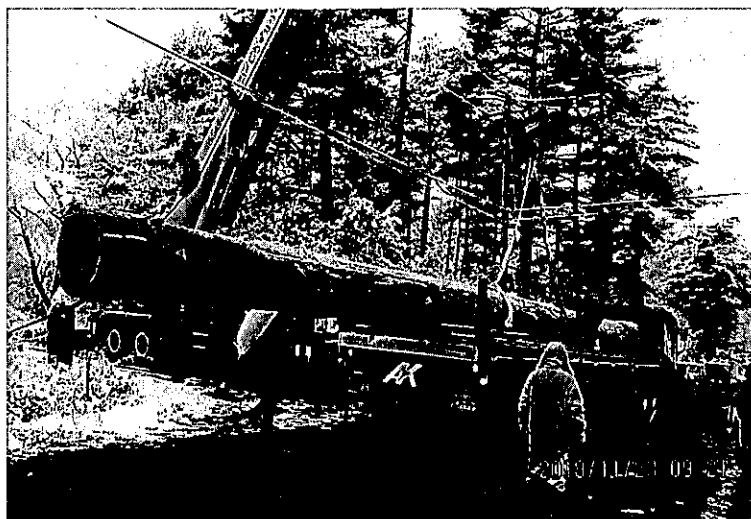
スギの伐採跡地で、適地と思われる個所には漆植栽も始めた。地域文化を広く覆う平泉文化の象徴とも言える金と漆、その漆生産と職人育成に貢献しようというのである。

また地域は「月山松」なる地域銘柄を持つアカマツ地帯である。その松をマツクイム

シから自分たちで保護する活動も始めた。この「月山松」については、2018年にその一本（推定樹齢350年、元口90cm、樹高30m）を、名古屋城天守閣復元事業における天守閣床梁材として出材した（写真）。大切に守り育ててきた赤松が形を変え、木造天守では最も長い梁（16m）として樹木の寿命を超えて生き続けること、さらにその売却益で地域の公益のために多大な貢献ができることとなった。

地域では「生母の森林・林業を語る会」という住民に開かれたセミナーも行われている。

人工林の育成管理に向けた取り組みだけでなく、森林の様々な公益的機能發揮につながる活動への進化である。人工林部分についても、もう一段のギヤとして森林経営計画制度の岩手県第一号の認定を得る取組があるがこれについてはここでは触れずにおく。しかし、もう少し大きな視点から見ると、いずれも土地利用としては森林・林業に関する活動である点に注意を喚起したい。というのは、東北や九州、中国地方には、生産森林組合と共に牧野農業協同組合が数多く設立されており、その資源管理の内容として森林部分が少なくないからである。「牧野農協」も採草・放牧の入会を前提に設立され、その権利関係の解消が目的である点において入会林野、生産森林組合と変わることろがないのである。



#### 4. 「牧野農協」等の新展開と方向性

牧野農業協同組合を含む「専門農協」は、信用事業を持たない点でいわゆる総合農協と区別される。専門農協は1954年には22,367を数えた。総合農協をはるかに凌駕する組織数である。しかし、この間の産業構造、消費構造、経営構造の変化・発展によりその数は大きく減少し、2016年にはわずか1,667に減少している。専門農協中最も多いのは牧野農協で、2015年度で597組合である。その牧野農協数が最も多いのは東北である。

牧野組合や牧野農協については、松木洋一氏の研究があり、この東日本入会山村研

究会においても報告を頂いている。氏の研究の要点を筆者なりに整理すると、以下の様になろう。まずは、放牧・採草を主たる土地利用とする共同体組織・入会組織は、草地改良や畜産経営の規模拡大・装置化による生産性向上等により個別農家レベルでの経営が淘汰され、入会メンバーが急減し、解体過程を継続中である。この展開の中で、いずれも具体的な事例を踏まえてであるが、次の3つが、新たな時代の要請もあり、今後の方向として整理される。

1つ目は、林間放牧中止によって天然のスギ、ノシバによる林と草原が織りなす風景が失われたため、地域住民、都市民、全国の人々が、林間放牧再開による景観保全と放牧畜産支援に乗り出している例である。市民団体がつくられ、放牧畜産がもたらす生物多様性、景観形成、環境配慮型土地利用・畜産業等の全体を入会関係と共に維持しようというのである。

2つ目は、国有林に設定されていた放牧共用林野の返還に関連して、自然環境と命を大切にすることを運動目標にする消費者中心の団体が、入会組織である短角牛生産組合の維持と特別な品質を有する肉牛生産維持を主目的に、既存の関連構造に加え、新たに村と総合農協を組み込む形で社会的企業を興し、多様な製品開発に乗り出している例である。新しい社会的企業の会員をも入会（いりあい）のメンバーに加えることも考えられており、時代の要請に合わせた新たな関係構築を築きつつある。

3つ目は、数ヵ町村にも亘る大規模な牧野利用の場合で、そこにはいくつかのタイプがあるとも言えるが、総じて言うと、町村や市民団体あるいは牧野組合と一緒にトラストや協議会を組織し、観光も含む新たな都市的土地利用等による収益目的の多面的活用を展開しようとするものである。

以上の分析を踏まえ松木氏は、社会の成熟化に伴い、消費者の付加価値志向的需要の質に応える生産構造の革新を行いつつ、地域自然環境を保護・利用する多様なパートナーシップ関係を作りあげていくことが必要であるという。そこでは旧慣行入会権を、関係者をも組み入れた「市民パートナーシップ入会権」に社会化し再編することを主張している。牧野組合は「牧野パートナーシップ組合」ということになろう。

## 5. 「牧野農協」等から学ぶこと

1971（昭和46）年の岩手県調査を見ると、特に岩手県北には、当時の現況で放牧地や採草地面積をはるかに上回る薪炭林・用材林を持つ牧野農協や牧野組合、共有地組合等が圧倒的に多い。そこに注目し、最近、岩手県北のある牧野農協所有地を訪ねてみた。かつての村有山林原野約2,000町歩を、1,000町歩を合併町に寄贈し、残りを牧野農協有地とした。初期の入会権者は649名であったが現在は570名にまで減少している。現在の所有地の現況は、おおよそ山林750ha、保安林61ha、牧野228ha、原野59ha、その他6.6haである。原野を含めると山林が牧野の3.5倍もある。この牧野農協が経営に困って解散が話題になったという事は聞いたことがない。どのような経営実態にあるのか。

事業内容を聞くと、7つの地区毎に山林管理を委ねているが、組合も直接現場管理を毎年欠かさず行い、森林資源の育成管理を行う。町営放牧用地として貸し付けている

個所の森林資源管理も行っており、虫害防除や支障木の伐採作業も毎年行う。県に風力発電用地を貸与し、再生エネルギー供給に貢献している。県や町にはこの他キャンプサイトやバンガロー用地、レストハウス用地を貸与し、都市的利用にも貢献。これら貸付地周りの景観整備を怠らない。境界表示板や道路歩道整備作業も十全に行っていている。

収益の一部は7つの地区の公民館活動向けに配分している。町の地域振興事業に協力するための予算計上もし、地域内協働の文化継承事業等にも還元する。森林管理に関することや地域振興に関する先進的優良事例等の研修にも人を派遣する。収益は、土地貸与の地代と立木売却収入である。

簡単に聞き取っただけでも、優良と思われる牧野農協ではこれだけのことが出来ている。勿論、農業生産、農業経営の発展を目的とする牧野農協だけに、土地貸与を主とし、いわば所有者としての経済行為、その実現形態としての地代取得に後退しているとも言えるわけで、課題がないわけではない。しかし、生産森林組合の多くが、木材に依拠する経済価値に支配されたままで、今や多様に求められる新たな森林利用に向けてなお消極性を保ったまま、解体か組織転換を志向することを目の当たりにするとき、山村再生に係る論点の一つになり得ないものかと思った次第である。